

砥部町農業委員会総会
令和4年7月議事録

令和４年７月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和４年７月農業委員会総会
2 開始日時	令和４年７月５日（火）１３時３０分～１４時０５分
3 開催場所	砥部町役場 ２階 大会議室
4 出席委員	大内廣志（会長）、西岡弘安（会長代理）、宇津見尚規 田中和樹、土井敬一、藤田 平、三木恭子、田中祥三 松尾利勝、佐野淳子、山田義秀、大野和博、亀田義一 中村孝幸
5 欠席委員	西森正一、田中 弘、山中洋一郎
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 池内 隆（事務局専門員兼農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 4 年 7 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について 2 件

日程第 3 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について 2 件

日程第 4 議案第 34 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について 1 件

日程第 5 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 2 件

日程第 6 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について 2 件

日程第 7 議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用
集積計画について 3 件

・閉会

令和4年7月砥部町農業委員会総会

令和4年7月5日（火） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から7月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大内会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局 長	ありがとうございました。 本日の出席委員は14名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大内会長にお願いいたします。
議 長	それでは、7月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、5番、土井敬一委員さん、6番、藤田平委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第32号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、2件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。相続による所有権移転の届出案件です。 1件目、地図は1頁、4頁をご覧ください。 届出人は、〇〇番地、〇〇さんです。農地の所在地は、〇〇番、地目、畑、面積972㎡外2筆、合計面積2,532㎡です。 亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。 2件目、地図は2頁をご覧ください。

	届出人は、〇〇番地、〇〇さんです。農地の所在地は、〇〇番、地目、畑、面積 690 m²です。 亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について 2 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 2 頁をご覧ください。 1 件目、地図は 3 頁をご覧ください。 市街化区域内農地の転用で、所有権移転の案件です。 渡人は、〇〇番地、〇〇さんです。受人は、〇〇番地、〇〇さんです。 届出地は、〇〇番、地目、畑、面積 53 m²、外 4 筆、合計面積 1,329.78 m²です。 転用目的は、貸露天駐車場です。駐車台数は 30 台、盛土は約 50 cm で、排水は自然排水とし、給水はなしです。 2 件目、地図は 4 頁をご覧ください。 市街化区域内農地の転用で、所有権移転の案件です。 渡人は、〇〇番地、〇〇さんです。受人は、〇〇番地、〇〇さんです。 届出地は、〇〇番、地目、田、面積 345 m² です。 転用目的は、個人住宅です。盛土は約 80 cm で、排水は浄化槽を経由し北側水路への排水とし、給水は砥部町上水道を利用します。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 4 議案第 34 号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置に伴う事業申請について、1 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 3 頁をご覧ください。地図は 5 頁をご覧ください。 認定電気通信事業者の行う、中継施設等の設置に伴う事業計画書が愛媛県に提出され、愛媛県から砥部町農業委員会に対し、計画地について調査依頼があり、概要について調書により報告を行ったものです。 賃借権の設定で、貸人は、〇〇番地、〇〇さん、推定相続人として、〇〇番地、〇〇さんほか 3 名です。 借人は、〇〇番、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、地目、畑、面積 147 m²のうち 4 m²です。

	転用目的は、携帯電話用無線基地局の新規設置で、携帯電話サービスエリアの拡大と品質改善を図るものです。設置後の全体の高さは 14.8m で、てっぺんにアンテナが設置されます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法施行規則第 29 条第 16 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 5 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、2 件を議題とします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 4 頁をご覧ください。1 件目、所有権移転、贈与の案件です。地図は 4 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地、〇〇さんです。受人は、〇〇番地、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、田、面積 1,474 m²です。 申請の経緯について、今回の申請地は、共有名義のもので、〇〇さんが 100 分の 81、〇〇さんが 100 分の 19 を所有しておりますが、〇〇さんの持分の 19 を〇〇さんへ移転し、単独所有での管理とするため、移転することとなったものです。 作付予定作物は、これまでと同様、水稻で、受人の営農家族構成は、〇〇さん本人が行います。農作業機械もトラクター等を所有しております。営農日数は、本人が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇さんは欠席ですので、私が説明します。事務局の説明のとおりで、持分の移転です。どうぞよろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

	異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、所有権移転、売買の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地、〇〇さん、受人は、〇〇番地、〇〇さんです。申請地は、〇〇番、地目、田、面積 398 m²です。 申請の経緯について、今回の申請地は、渡人が高齢のため耕作困難となっておりましたが、自宅の隣に位置し耕作に便利であることから、受人が、譲り受けることを希望し、営農を行うということで話がまとまったものです。 作付予定作物は、季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械も耕運機などを所有しております。 営農日数は、本人が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員さんは、欠席ですので、私が説明します。事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 6 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、2 件を議題といたします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 5 頁をご覧ください。1 件目、個人住宅への転用案件です。地図は 7 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地、〇〇さん、受人は、〇〇番〇〇号、〇〇さんです。申請地は、〇〇番、地目、田、面積 521 m²外 1 筆、合計面積 530.06 m²です。

	申請の経緯について、受人は、〇〇で生活しておりますが、自己住宅を建築するのに適した土地を探していたところ、本申請地の紹介があったため、今後の生活拠点といたく本申請に及ぶものです。 盛土は 30 cm で、周囲はコンクリート擁壁を施工します。排水は浄化槽を経由し、南東水路へ放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。農地としては、1 等地にありますが、耕作する人がいないので、やむを得ないと思います。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、特定建築条件付土地 3 区画への転用案件です。地図は 8 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番〇〇号、〇〇さんと、〇〇番地、〇〇さん、受人は、〇〇番〇〇号、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、田、面積 176 m²外 2 筆、合計面積 779 m²です。 申請の経緯については、受人は、建築工事業、不動産業を主たる目的として設立しており、今回、事業の発展のため、特定建築条件付土地として利用したく、本申請に及ぶものです。 盛土は 80 cm で、周囲はコンクリート擁壁を施工します。排水は浄化槽を経由し、西側水路へ放流します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。

	以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員が、内容を説明します。
担 当 委 員	現在、〇〇さんは高齢で、〇〇さんは〇〇に住んでいて農業はできません。地元の協議と立会も完了していますので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
委 員	特定建築条件付土地とは、何ですか。
事 務 局	かつては建売住宅で許可されていましたが、この条件付とは、もし買い手が見つからなかった場合には、〇〇自らが住宅を建築して販売するというものです。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第7 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3件を議題といたします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の6頁をご覧ください。 1件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は9頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地、〇〇さん、借人は、〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、樹園地、面積1,392㎡ 外1筆、合計面積2,381㎡です。 栽培品目は、愛媛果試第28号で、期間は、令和4年7月公告日から令和14年6月30日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。継続ですので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。

	ます。質疑はありませんか。 質疑なし
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地、〇〇さん、推定相続人として、〇〇番地、〇〇さんほか 1 名です。借人は、〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、畑、面積 81 m²です。 栽培品目は、季節野菜で、期間は、令和 4 年 7 月公告日から令和 9 年 6 月 30 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員さんは欠席ですので、私が説明します。事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なし
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	3 件目は、〇〇委員ご自身が関連する案件です。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与が制限されますので、〇〇委員には退席していただきます。
議 長	3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	3 件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 10 頁をご覧ください。

	貸人は、〇〇番地、〇〇さん、借人は、〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、畑、面積 4,793 ㎡です。 栽培品目は、愛媛果試第 28 号で、期間は、令和 4 年 7 月公告日から令和 12 年 2 月 28 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	この農地のうち 2 反ほどは、紅まどんなを作っています。〇〇は、意欲的に取り組んでいますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なし
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除いたします。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、7 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 14 時 05 分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____